

猿島公園管理要領

(総則)

第1条 猿島公園（以下「公園」という。）の管理については、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、都市公園条例（昭和34年横須賀市条例第18号。以下「条例」という）及び都市公園条例施行規則（昭和34年横須賀市条例規則第13号。）に定めるもののほか、この要領の定めることによる。

(立入禁止区域)

第2条 条例第8条第7号に規定する立入禁止区域は、別図のとおり柵の外、法面、及び立入禁止看板の設置している場所とする。

(管理棟休憩室の供用日及び供用時間)

第3条 供用日及び供用時間は次のとおりとする。

	供用日	供用時間
管理棟休憩室	3月1日～11月30日	9時～16時30分
	12月1日～2月末日は土日祝日のみ	10時～15時30分

- 2 航路が欠航の場合は、使用できない。
- 3 航路が途中欠航等の場合は、この限りではない。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更することができる。

(禁止行為)

第4条 条例施行規則第2条の2第3号に規定するその他都市公園の管理上支障があると認められる行為は、公園内における次に掲げる行為とする。

ただし市長が理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること。
- (2) 多数の人員で公園の一部を占有し、被写体（人物等）を撮影すること。
- (3) テントを設置すること。（ペグ等で地面に固定せず、かつ他の公園利用者の迷惑とならない場合は除く。）
- (4) 他の公園利用者の迷惑となる音量を流すこと。
- (5) 大音量を流すための音響機器（DJブース等）を設置・使用すること。
- (6) 海水浴場指定区域以外で遊泳すること。
- (7) 海水浴場の開設期間以外に水浴又は遊泳すること。
- (8) 燃料（炭・ガス等）を使用するコンロ類又は燃料（炭・ガス等）の持ち込みをすること。
- (9) 指定場所以外で喫煙すること。
- (10) 管理棟2階のテラスを専用使用すること。
- (11) 管理棟休憩室を専用使用すること。

- (12) 管理棟休憩室内で飲酒すること。
- (13) 公の秩序を乱し又は善良な風俗を害すること。
- (14) 展示物のき損又は移動等すること。
- (15) ドローン等を離着陸させること又は使用すること。
- (16) 宿泊すること。
- (17) 園路や史跡の上に物を設置すること。
- (18) 著しく猿島の景観や雰囲気損なう行為をすること。
- (19) その他都市公園の管理上支障があると認められる行為をすること。

(占有使用)

第5条 定期航路が運休中に猿島公園を占有使用する場合は、使用日の20日前から3日前までに、所定の申込書および申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 占有使用は、12月1日から2月28日（年末年始は除く）の平日とする。
- 3 占有使用しようとする者は、自身で船の手配を行わなければならない。

(注意事項・書式)

第6条 この要領に係る詳細について、別紙に定める注意事項、書式は次のとおりとする。

- 2 別紙1「猿島公園占有使用要領」（第5条関係）
- 3 別紙2「猿島公園占有使用申込書」（第5条第1項関係）
- 4 別紙3「猿島公園におけるコスプレ撮影について」（第4条関係）

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

猿島公園占用使用要領

1 概要

(1) 期間 12月1日～2月末日の平日（定期航路の運休中、年末年始を除く）

(2) 時間 9:30～16:00

※時間外の使用については、公園管理課、(株)トライアングルとの協議による。

(3) 使用内容の可否

●都市公園条例および猿島公園管理要領に基づき、市長の許可を受けること。

●猿島公園内施設および備品の汚損、破損、紛失、焼失等は、主催者側の責任で原状復帰とすること。

	内容	可否	注意事項
1	行商、募金その他これに類する行為	可	
2	興業	可	・参加者からの料金徴収があること
3	競技会・集会・展示会・博覧会	可	・公共性があること
4	参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）をすること	可	・公序良俗に反しないこと
5	被写体（人物等）を撮影すること	可	・公序良俗に反しないこと
6	テントを設置すること	応 相談	・遺構の上に設置しないこと ・立ち入り禁止区域に設置しないこと
7	音楽を流すことおよび音響機器（DJブース等）を設置・使用すること	応 相談	・常識的な音量であること
8	サバイバルゲーム、鬼ごっこ	可	・立ち入り禁止区域に入らないこと ・BB弾の使用は不可 ・火気（花火・火薬類等）の使用は不可
9	遊泳	不可	
10	燃料（炭・ガス等）およびコンロ類の持ち込み	不可	・現地レンタルショップでのレンタル、販売に限る
11	火気の持ち込み	不可	・たき火、花火、蝋燭等も不可
12	ドローン等の使用	不可	・公益性がある場合は応相談

【別紙1】（第5条関係）

2 使用料

行商、露店その他これらに類するもの	390 円/日	1 m ²
業として行う写真撮影	20,570 円/日	
業として行う映画の撮影又は興業	41,140 円/日	
競技会、集会、展示会、博覧会	10 円/日	1 m ²

(例) ①興業と露店を同時に行う場合

興業 41,140 円 + 露店 10 m² 3,900 円 = 45,040 円/日

(例) ②写真撮影と興業を同時に行う場合

写真撮影 20,570 円 + 興業 41,140 円 = 61,710 円/日

(例) ③展示会（全面 7,000 m²）と露店（10 m²）を同時に行う場合

集会 6,990 m² 69,900 円 + 露店 10 m² 3,900 円 = 73,800 円/日

【参考】猿島の使用可能面積

全面	7,000 m ²
砂浜	921 m ²

3 申込みの流れ

(1) 事前協議

公園管理課（内容、日時等）と㈱トライアングル（船のチャーター等）と事前協議を行い、調整すること。

(2) 申込書の提出（仮予約）

担当に連絡のうえ、窓口にて提出のこと。

- ・提出期限：使用日の2～3か月前まで
- ・必要書類：申込書、企画書

※申込書提出前に、公園管理課（行為内容、日時等）と㈱トライアングル（船のチャーター等）と調整済みのこと

(3) 申請書の提出（本予約）

- ・提出期限：使用日の20～3日前まで（閉庁日を除く）
- ・必要書類：申請書、企画書
- ・予備日は実施1日に対して1日まで設定可

【別紙1】（第5条関係）

（4）使用料の支払い

- ・使用開始の前日（閉庁日を除く）までに、横須賀市役所にて、現金払いをすること。
- ・キャンセル料は発生しない。
- ・既納された使用料は、還付しない。（航路欠航及び、使用開始の4日前までに使用の取消を申し出て相当の理由※1があると認められる場合は除く）

※1 相当の理由とは、天災を指す

（5）その他

- ・希望日が重なった場合は、申込書の提出順とする。（先着順）
- ・利用可能団体は、1日1団体とする。

5 島内管理、施設利用について

- （1）利用中は、管理人が滞在する。
- （2）トイレ、多目的ホール、園内は、主催者側の責任で管理し、原状復帰とする。
- （3）トイレ、多目的ホール、園内の使用した区域は使用後に清掃を行うこと。
- （4）利用中に生じたゴミは、主催者側で処分すること。
- （5）電源使用は、協議の上、問題のない範囲であれば可能とする。
- （6）レンタルショップ、売店、オーシャンズキッチンについては、(株)トライアングルと協議のうえ、決定すること。

横須賀市 公園管理課	・行為許可 ・使用料 ・島内管理（トライアングルへ委託） ・入園料徴収（トライアングルへ委託）
(株)トライアングル	・船の運航（チャーター代、運航時間） ・島内運営（レンタルショップ、売店、オーシャンズキッチン）
主催者	・安全管理 ・園内施設管理（トイレ、多目的ホール等） ・園内清掃（ゴミ拾い、ゴミ処理）

6 問い合わせ先

- 利用内容、許可、使用料に関すること・・・

横須賀市 環境政策部 公園管理課 TEL：046-822-9561

- 船のチャーターに関すること・・・

(株)トライアングル TEL：046-825-7144

【別紙2】（第5条第1項関係）

公園管理課 決裁欄		
課長	係長	担当者

猿島公園占用使用申込書

下記のとおり猿島公園を占用使用したいため、横須賀市長あて申込みをします。

平成 年 月 日

申請者	住所				
	社名・団体名				
	代表者				
	連絡先	担当者			
		TEL			
FAX					
メール					
使用日時	平成 年 月 日 ～ 月 日 日間 時 分 ～ 時 分 （予備日：平成 年 月 日）				
	事前準備（設営撤去） 有 ・ 無 設営日：平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分 撤去日：平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分				

使用目的	1 行商・露店・募金その他これに類する行為 2 興業（参加者からの料金徴収のあるイベント） 3 写真撮影 4 動画撮影 5 競技会、集会、展示会、博覧会
使用内容	企画書の添付 有 ・ 無
使用場所	
使用人数	参加者 人 スタッフ 人（合計 人）
持ち込み機材 ・ 設営等	有 ・ 無 （有の場合、内容を明記）
備 考	

確認事項（確認のうえ、チェックを入れること）

- 船のチャーターについて、(株)トライアングルと調整中である。
- レンタルショップ、売店、オシャンズキッチンについて(株)トライアングルと調整中である。
- トイレ、多目的ホール、園内清掃は、主催者側の責任で管理し、原状復帰とする。
- 利用中に生じたゴミは、主催者側で処分する。
- 公園内施設および備品の汚損、破損、紛失、焼失等は、主催者側の責任で原状復帰とする。